

# 忘れずに！平成19年度 福智町一般競争(指名競争) 参加資格審査申請 (指名願い) の受付

## 町内建設業者

代表者の住所が福智町内に有し、かつ、営業拠点が福智町内にある者  
【有効期限：平成19年度(1年間)】

- 1 受付場所：福智町役場(本庁3階303会議室)
- 2 受付期間：平成19年3月1日(日)～9日(金)  
(休日を除く午前9時～午後4時まで)
- 3 提出方法：平成19年3月1日を基準とし、次に掲げる書類を添えて提出すること。提出は持参のみとする。(ファイル綴じ不要)
- ① 中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)統一様式(A4版)を準用
- ② 総合評価値通知書の写し：有効期限内のもの(決算日より1年7か月以内)  
(通知書がない場合は総合評価値等申請書の写し)
- ③ 建設業許可証明願書写し(県発行)
- ④ 工事経歴書  
(申請直前2年間の主な完成工事および未成工事について記載すること)
- ⑤ 営業所専任技術者名簿の写し  
(県・地方整備局等の受領印を押した専任技術者証明書の写し)
- ⑥ 技術職員名簿(合格証明書・登録証・免許証等の写しを添付)
- ⑦ 役員一覧表(法人の場合は法人の登記簿謄本)
- ⑧ 印鑑証明書(法人の場合は法人の印鑑証明書)[原本・有料]
- ⑨ 使用印鑑届(使用印鑑のない場合は不要)
- ⑩ 代表者の身元証明書(本籍地役所発行)[原本・有料]
- ⑪ 代表者の住民票(役場住民課発行)[原本・有料]
- ⑫ 主要取引金融機関名
- ⑬ 福智町税：公共料金完納証明(福智町指定様式)[原本・有料]
  - (1) 国民健康保険税(住民課)
  - (2) 町民税・固定資産税・軽自動車税・法人税(税務課)
  - (3) 介護保険料・保育料(福祉課)
  - (4) 住宅新築資金・住宅改修資金・宅地取得資金(人権同対策課)
  - (5) 水道使用料(水道課)
  - (6) 町営住宅使用料(住宅課)
  - (7) 公有財産使用料(財政課)
  - (8) 学校給食費(福智町教育委員会学校教育課[赤池支所内])
- \* 上記いずれの項目において保証人となっている場合は、その債務者の完納証明。
- ⑭ 県税納税証明書(田川県税事務所)
- ⑮ 労働保険料納入証明書(田川労働基準監督署発行)  
【納入証明書は完納証明とします】
- ⑯ 国税納税証明書および消費税納税証明書(田川税務署発行)[その3の3]
- ⑰ 中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度または特定退職金共済組合のいずれかの加入証明書
- ⑱ 委任状(支社・支店等に委任する場合)

### ■ 注意事項

- \* 税に係る証明は、法人の場合は法人・代表者それぞれ提出してください。
- \* 法人の場合…福智町税(公共料金完納証明)、県税(法人県民税・法人事業税[未納のない証明])、国税(法人税・消費税および地方消費税[その3の3])
- \* 個人事業主の場合…福智町税(公共料金完納証明)、県税(個人事業税・自動車税[県税について未納のない証明])、国税(所得税・消費税および地方消費税[その3の2])
- \* 申請書は上記の番号順にとじてください。なお、A4版より小さい証明書等は、A4版白紙に糊付けし一緒にとじてください。
- \* ② 総合評価値通知書の評価値算定方法は平成18年5月に変更されました。

## 測量建設コンサルタント等(町内・町外) 物品等(町内・町外)

【有効期限：平成19年度～平成20年度(2年間)】

- 1 受付場所：福智町役場(本庁3階303会議室)
- 2 受付期間：平成19年3月12日(日)～30日(金)  
(休日を除く午前9時～午後4時)
- 3 提出方法：持参(郵送不可)ファイル綴じ(色指定あり)
- 測量・建設コンサルタント等  
【ファイルの色：グリーン系】
- ① 中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)統一様式(A4版)
- ② 登記簿謄本(法人の場合)または身元証明書(個人の場合)
- ③ 登録証明書等
- ④ 財務諸表類(1年度分)
- ⑤ 使用印鑑届
- ⑥ 委任状(支社・支店等に委任する場合)
- ⑦ 完納証明(国税・消費税納税証明書・県税：写し可)
- ⑧ 福智町税(公共料金完納証明書)[町内業者のみ：原本]

### ■ 物品等

- 【ファイルの色：ピンク系】
- ① 中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)統一様式(A4版)
- ② 登記簿謄本(法人の場合)または身元証明書(個人の場合)
- ③ 財務諸表類(1年度分)
- ④ 委任状(支社・支店等に委任する場合)
- ⑤ 使用印鑑届
- ⑥ 委任状(支社・支店等に委任する場合)
- ⑦ 完納証明(国税・消費税納税証明書・県税：写し可)
- ⑧ 福智町税(公共料金完納証明書)[町内業者のみ：原本]

### ■ 注意事項

- \* 上記各項目「⑦完納証明」は下記のとおり証明書を添付してください。ただし、支店等委任を受けている方は、受任者の納税証明を添付してください。
- \* 法人の場合…福智町税(公共料金完納証明)、県税(法人県民税・法人事業税[未納のない証明])、国税(法人税・消費税および地方消費税[その3の3])
- \* 個人事業主の場合…福智町税(公共料金完納証明)、県税(個人事業税・自動車税[県税について未納のない証明])、国税(所得税・消費税及び地方消費税[その3の2])
- \* 申請書は、上記の番号順にとじてください。なお、A4版より小さい証明書等は、A4版白紙に糊付けし一緒にとじてください。

▶ 建設工事に係る「町外業者の受付」も含めて、内容を福智町公式ホームページに掲載しています。  
<http://www.town.fukuchi.lg.jp>

▶ 申請者の最低限の資格要件として、審査を受けるためには、建設業にあっては次の①～⑥、建設業以外の者は⑤・⑥の各要件を備えていなければなりません。

- ① 申請する業種について建設業法の許可を受けていること(建設業法に規定)
  - ② 申請する業種について経営事項審査を受けていること(建設業法に規定)
  - ③ 中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度または特定退職金共済組合のいずれかに加入していること(国土交通省通達)
  - ④ 労働者災害補償保険に加入していること
  - ⑤ 町税および公共料金・県税・国税及び消費税を完納していること
  - ⑥ 舗装工事については「舗装業者工事施工能力審査」を受けること
  - ⑦ 常時連絡が取れる体制にあること(事務所に事務員を常駐させていること)
  - ⑧ 競争入札参加指名通知の連絡を取るため、福智町の執務時間を定める規則(平成18年福智町規則第1号)に規定する執務時間内(午前8時30分～午後5時15分まで)に連絡が取れること。
  - \* 専任技術者においては、3か月以上継続して雇用していることが条件になります。(雇用保険等の写しを提出していただく場合があります)
  - \* FAX番号を必ず記入してください。
- ☑ 福智町役場 財政課指導調整係 ☎ 0947-22-7771

平成19年からの税源移譲によって

## 住民税・所得税が変わります

▶ きめ細やかな行政サービスが行えるように、平成19年から国から地方へ税源移譲が行われます。これまで都道府県や市町村は国が国税として集めた税源の中から補助金を受けていましたが、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえませんでした。このため、都道府県や市町村が自主的に財源の確保を行い、住民にとって本当に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、地方分権改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ税源が移譲されます。今回の税源移譲では、所得税と住民税を合わせた負担額が変わらないように制度設計されています。ですから税源移譲で住民税が増えても、その分、所得税が減るため、負担額は変わりません。

【所得税】平成19年1月分から適用  
4段階の税率を6段階に細分化  
(所得税と住民税を合わせた負担額が  
変わらないように制度設計)

【住民税】平成19年6月分から適用  
3段階の税率を一律10%に  
(都道府県民税4%・市区町村民税6%)

- \* 給与所得者の場合、平成19年1月から所得税が先に減り、その後平成19年6月から住民税が増えることになります。
- \* 下表(具体例2)の夫婦+子ども2人の世帯の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものと想定しています。
- \* 下表では、一定の社会保険料が控除されるものと計算しています。
- ▶ 下表は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があるにご留意ください。



### 具体例1. 独身者の場合

給与収入	前後区分	所得税	住民税	計	負担増減額
300万円	税源移譲前	124,000円	64,500円	188,500円	±0円
	税源移譲後	62,000円	126,500円	188,500円	
500万円	税源移譲前	258,000円	163,000円	421,000円	±0円
	税源移譲後	160,500円	260,500円	421,000円	
700万円	税源移譲前	474,000円	307,000円	781,000円	±0円
	税源移譲後	376,500円	404,500円	781,000円	
1000万円	税源移譲前	966,000円	553,000円	1,519,000円	±0円
	税源移譲後	868,500円	650,500円	1,519,000円	



### 具体例2. 夫婦+子ども2人の世帯の場合

給与収入	前後区分	所得税	住民税	計	負担増減額
300万円	税源移譲前	0円	9,000円	9,000円	±0円
	税源移譲後	0円	9,000円	9,000円	
500万円	税源移譲前	119,000円	76,000円	195,000円	±0円
	税源移譲後	59,500円	135,500円	195,000円	
700万円	税源移譲前	263,000円	196,000円	459,000円	±0円
	税源移譲後	165,500円	293,500円	459,000円	
1000万円	税源移譲前	688,000円	442,000円	1,130,000円	±0円
	税源移譲後	590,500円	539,500円	1,130,000円	